平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 7 回会議要旨

<開催日>

平成25年7月23日(火)

<場所>

区役所本庁舎6階 第4委員会室

<出席者>

外部評価委員(4名)

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局 (2名)

三枝主查、担当1名

説明者(7名)

学校運営課長、教育支援課長、健康企画・歯科保健担当副参事、健康推進課長、教育指導課長代理、保育課長、子ども園推進課長

<開会>

【部会長代理】

第7回第2部会を開会いたします。

本日より2回にわたって計画事業のヒアリングを行います。

本日の対象事業は、計画事業 17「時代の変化に応じた教育環境づくりの推進」、19「エコスクールの整備推進」、20「地域協働学校(コミュニティスクール)の推進」、26「歯から始める子育で支援」、27「食育の推進」、9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」の6事業となります。各事業について所管課長からご説明を受けたうえで質疑応答を行います。なお、本日は部会長が欠席のため、部会長代理による進行となります。

最初に、学校運営課の所管する計画事業 17 「時代の変化に応じた教育環境づくりの推進」、 19 「エコスクールの整備推進」の2事業をヒアリングいたします。

学校運営課長は経常事業のヒアリングにお越しいただいておりますので、ヒアリングの 趣旨説明、委員の紹介については割愛いたします。

2つの事業について一括でご説明を受けた後、各事業について質疑を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なし>

では学校運営課長、ご説明をよろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

まず17「時代の変化に応じた教育環境づくりの推進」についてご説明します。

大きく「学校適正配置等の推進」と「区立幼稚園のあり方の見直し」の 2 つに分かれている事業です。

「学校適正配置等の推進」は、法律で平成23年4月から、新1年生の定員について35人以下学級の導入が決まっております。それから、0歳から5歳の未就学児童が増加傾向にあるという教育環境の変化に適切に対応するため、「新宿区教育環境検討協議会」を一昨年の23年6月に発足させ、熱心なご議論をいただいた後に、平成24年1月に答申をまとめました。この答申の中では、通学区域制度を原則として各校の普通教室を確保することや、学校間の児童生徒数の差を緩和するなかで小・中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されました。

教育委員会は、この答申の趣旨を踏まえ、24年3月に、新宿区立小・中学校の「通学区域」、「学校選択制度」、「適正規模及び適正配置」の3つについて基本方針を策定しました。

通学区域については、現行の通学区域の維持を基本としながらも、今後、教育環境が様々に変化することが見込まれ、普通教室の不足が懸念されているなかで、学校の改修等によってもその確保が困難な場合、あるいは大きな道路の開通等によってまちの姿が大きく変わるような場合には、通学区域の変更も検討するという内容になっています。

学校選択制度は、平成16年度から始まった、区立小・中学校に入学する新1年生の児童生徒やその保護者が、自らの意思で学校を選ぶことや、学校側が特色ある教育活動や開かれた教育活動を推進することを目的とした制度ですが、先ほどご説明した35人以下学級の導入や、区内の就学児童の増加によって、選択の幅が狭まってきております。そういった中で、小学校については選択できない学校を指定する、あるいは抽選時における兄弟姉妹優先の取扱いを廃止するといった制限を、基本方針の中で設けております。

学校の適正規模については、学校教育法施行令、施行規則のなかで小学校の適正規模は 12 学級から 18 学級と言われており、それを新宿区でも踏襲をしております。また、中学校 についても 12 学級以上を適正規模としました。また、適正配置については、現在のところ 区立小・中学校の小規模化が進んでいるなか、一応の目安として、小学校については児童 数が 150 人を下回った学校、中学校については 1 学年 2 学級規模以下の学校については適正配置の検討を行うことになっております。

今後も、基本方針に基づき、学校のよりよい環境づくりを目指していきます。

次に「区立幼稚園のあり方の見直し」についてご説明します。

園児数がずっと減り続けていた状況に対し、昨年の当初から、教育委員会事務局の中に あり方検討会と部会を作って検討を行い、8月に区立幼稚園のあり方見直し方針案を取りま とめて公表しました。

9月から、その案の中に廃止対象園を入れ、対象園に対して保護者説明会や地域説明会を 開催してご説明を重ねてまいりましたが、様々なご意見をいただくなかで、必ずしもご理 解をいただくところまでは至りませんでした。

一方、平成 27 年度から子ども・子育てに関する新しい制度を国が始めようとしており、 子ども・子育て関連3法が公布されました。

そういったなかで、区立幼稚園のあり方についても、この新制度の計画を見据えて見直 していくこととしました。平成26年度までに区全体の子ども・子育てについての支援事業 計画を取りまとめて東京都に提出することになっておりますので、その中でニーズ調査等 を行い、その結果等を分析しながら見直しを決めていくこととなります。

そのため、区立幼稚園のあり方見直し方針案の決定時期も、当初の 24 年から 27 年度に 見直しました。

繰り返しになりますが、新宿区の子ども・子育ての支援事業計画や、全幼稚園で実施した保護者に対する懇談会でのご意見等も踏まえて、引き続き検討を進めていきます。

17 については以上です。

続いて19「エコスクールの整備推進」についてご説明します。

エコスクールというのは環境に配慮した学校施設のことで、文部科学省が様々なメニューを示しております。新宿区ではその中から太陽光の発電、ビオトープ、緑のカーテン、屋上緑化等の、自然と共生をしていくメニューをチョイスしております。

学校は、区有施設のなかで非常に大きな敷地と建物面積を占めておりますので、環境負荷の低減、自然との共生を考慮した施設へと整備することは、地球規模の環境問題に対応するためには大変有効ではないかと考えおります。

また、学校は次世代を担う子供たちが 1 日の大半を過ごす学習や生活の場ですから、こういった事業を行うことで環境問題を身近に感じられるものと考えております。

事業内容としては、太陽光発電の設置あるいは設置の準備、学校の屋上を利用した屋上 緑化、学校の壁面にネット等を張って、そこにつる性の植物を植えて、夏の暑いさなかの 遮熱や環境負荷を下げる緑のカーテン、小さな池を作ってそこに水溶性の植物等を入れる ビオトープなどです。緑のカーテンやビオトープは学習にも役立てています。

それぞれ 27 年度までに実施する校数等を決めており、学校と相談しながら進めております。第二次実行計画としては 27 年度までの計画ですが、環境対策というのはずっと続いていくものですから、その後も続けていくべき大事な事業だと認識しております。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では17「時代の変化に応じた教育環境づくりの推進」から質疑に入ります。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

区では保護者の多様なニーズに応えるため、保育園や幼稚園のこども園化を進めておりますが、そういった方向ではなく、4 園を廃止するという判断は、どのような基準により行

われたのでしょうか。保護者のニーズ調査や分析を事前に行っていたのかと併せてお答えください。

【説明者】

まず、園児数が過去 10 年平均で 3.6%程度、5 年では 6%程度の減少率で減り続けております。 具体的に申しますと、平成 20 年度には 1,014 人いた園児数が平成 24 年度には 768 人と大きく減ってきております。

我々としては、効果的な集団教育をするためには少なくとも園児数が 20 名程度はいるべきではないかと考えておりますが、これに達する園が少なくなってきている状況があります。少人数での教育というのも、先生の目が行き届いた、きめ細やかな教育ができるなどいい面もあるのですが、一方で、人数が少ないと、団体スポーツなど一定の集団規模が必要な取組ができないことや、より多くのお子様の中で切磋琢磨することによる心の成長が図りづらいといったことがあります。

また、幼稚園については2年保育と3年保育の園がありますが、2年保育の園について、次年度の園児募集のときに12名に満たない場合には休学級、これが2年続くと休園という制度を設けておりますので、この実績、それから、こども園化が進むなかでそちらに需要が移っていること、そういったものを見ながら、幼稚園の園数について検討してきました。

その結果、全体の数から受入れの園児数等を換算して、第二次実行計画においてそれぞれ 5 園程度は廃止できるだろうと定めましたが、実際には 4 園を廃止するという案を出しました。

保護者のニーズ調査や分析についてですが、第二次実行計画を策定するにあたってパブリックコメントをかけており、その中では「幼稚園を廃止しないでほしい」というご意見が多数寄せられておりました。そういったご意見も踏まえた上で打ち出したところです。

また、打ち出したのが 8 月に対し、決定予定が 10 月という計画であったため、「余りにもその期間が短過ぎる、「拙速ではないか」というご意見を議会からいただいたほか、もう少し時間をかけて検討してほしいという陳情が採択されました。そういった状況と、国の新しい子ども・子育ての新制度が 27 年度から始まることを考慮し、今回、計画の決定を 24 年度から 27 年度に変更したところです。以上です。

【委員】

4 園の廃園というのは中止になったのですか。

【説明者】

様々なご意見をいただくなかで、再度検討を行うということで、あり方の見直し方針案を白紙撤回したものではありません。ただ、見直し対象は方針全体に及ぶため、廃止対象 園が固定化しているものではありません。

【委員】

4園のなかには休学級又は休園になっていた園はありましたか。

【説明者】

その 4 園については休園、休学級になっておりませんでした。地域での幼稚園の位置などいわゆる地域バランスや、幼稚園が廃園になったときに、こども園も含めたいわゆる受入れ施設があるのかといったところも含めて、4 園を選びました。なお、現在戸山幼稚園が休園になっております。

しかし結果的には、こども園の制度ができてまだ間もない時期ということもあり、こども園に対するご理解が十分に得られておらず、「こども園に移ればいいということではなく、幼稚園をどうしても残してほしい」といったご意見もありました。

とはいえ、今後も園児数の推移を見定めながら、27 年度までに決めていかなければいけないと考えております。休園等の状況を踏まえながら、7月の終わりから8月の終わりにかけて、就学前のお子様がいるご家庭に対して、国が新しく制度をつくるときの参考にするためのニーズ調査を実施していく予定です。その中身も見ながら、幼稚園のあり方も改めて検討していくという段階です。

【委員】

こども園になると、幼稚園を希望している人が途中からではなかなか入り難いという話をよく聞きます。幼稚園、保育園、こども園では管轄が違うと思いますが、全部ひっくるめて、途中からでも確実に入れる政策が欲しいと思いますがいかがでしょうか。

【説明者】

こども園については時間によって利用できる枠を設けており、短時間、中時間、長時間と分かれております。短時間というのは午後3時まで、中時間というのは午後4時半まで、そこは主に幼稚園ニーズのお子様に対して枠を設けた設定になっています。長時間というのは今までの保育の枠となっています。毎年募集しており、その中で適正に行っているものと思います。

【委員】

年中さんから入る枠というのは、個別に空けてあったりするのですか。

【説明者】

短・中時間の定員枠を別に設けている園と時間区分は一緒でも3歳児と4歳児の定員に 差を設けている園があります。途中入園の場合は定員に空きがあれば応募できるようにな っております。働かないと応募ができないという園はありません。

【委員】

花園小学校における、クラス替えができる規模にするための検討というのはどういうも のですか。

【説明者】

学校の適正規模については、法令により 12 学級から 18 学級が適正とされていますが、 新宿区の小学校は平均しても 8 クラスに行くか行かないかという現状にあります。そのな かで最も小規模なのが花園小の 1 校 6 学級となっております。

【委員】

1学年1学級というのは他にもあるように思いますが。

【説明者】

施設、設備的に1学年1学級しかなく、受入れ枠がないということです。

児童数が減るなかで1学年1学級になったのではなく、最初から作っていないのです。

ただ、1 学年 1 学級ですと、先ほど幼稚園の中でも出ましたが、児童生徒同士が協力したり競い合ったりする切磋琢磨の機会や、一定規模の集団がいないとできないような多様な活動が困難になったり、友達との多様な触れ合いの機会が乏しくなりますので、社会性や自主性の育成が不十分になりやすいといったことがございますし、クラス替えができないため人間関係が固定してしまい、いじめ等の対策もなかなか難しいという部分があることから、できればクラス替えができる学校にしていくべきであるというのが基本方針の中で一つ出ております。

【委員】

新しい校舎を作るのですか。

【説明者】

いいえ。花園小学校の各階にはオープンスペースが設けられており、そこに仕切り等を 設けて教室を作ることで1学級を増やし、来年度は2学級を募集しようと考えております。

【委員】

内部評価で「目的(目標水準)の達成度」について「達成度が低い」、「総合評価」を「計画以下」とご評価され、それを受けて今後の方向性を「手段改善」とされていますが、これは区立幼稚園に限ってのことですよね。

【説明者】

そうです。

【委員】

国も変わり、保護者も変わり、未就学児童が減少傾向にあるなかで、ニーズも変化して きているものと思いますが、区としては区立幼稚園というものの存在意義を今後どのよう にお考えになっていますか。

【説明者】

まず、我々としても幼稚園ニーズがないと思っているわけではなく、現時点では区立幼稚園も一定程度は必要であると思っております。

就学前のお子様に対する施設の位置づけというのは、幼稚園、保育園、こども園含め、 27 年度の国の新たな制度の開始に合わせてある程度明らかになるものと考えており、その 検討も踏まえて区立幼稚園をどうしていくかも検討している最中です。最も効果的な集団 保育を実現するためには、どのようなありようが一番いいのかを、いろいろな題材を使っ て検討していく最中にあります。

【部会長代理】

意見としてお聞きいただきたいと思いますが、幼稚園 4 園の廃止について、保護者の理

解が得られなかったということに関し、何故理解を得られなかったのかが内部評価に記載されていないのは残念に思います。小学校の適正規模についてもそうですが、心情的な理由で反対される方が多いものとは思います。どのようにアプローチをして、どういったところが理解を得られなかったということは記載してほしいと思います。私見となりますが、先ほどのような区の政策判断からの説明だけでなく、教育効果などの面からのご説明を十分にされれば、まだご理解は得やすいのかなと思います。お子さんたちが一度しかない幼稚園・小学校での経験を有意義に過ごすことのできるよう、引き続きご検討いただければと思います。他にはよろしいでしょうか。

では続いて19「エコスクールの整備推進」についてご質問、ご意見のある方はどうぞ。

【委員】

意見としてお聞きくださればと思いますが、学校が地域における環境情報発信の拠点になることは非常に有意義であり、また、子供たちが環境問題を身近に感じることのできる学習の場としても効果があると思います。

環境学習情報センターでは、親子が今日環境をどう考えてどう取り組んだかということをずっと日記として書いていって、それをコンテストする「みどりの小道環境日記」という取組がありますよね。そういったものを見ても区は環境学習にすごく取り組んでいると感じております。

今後も環境学習情報センターと教育委員会が連携して、子供のエコに取り組む姿勢を打ち出してほしいと思います。

それから、内部評価の記載について、「省エネやCO₂の削減に寄与します」という記載はあるのですが、どう寄与したのか記載されていないことは残念でした。環境学習にも寄与するものと思いますので、できるだけ数値による効果を測定してほしいと思います。以上です。

【委員】

みどりのカーテンは全校に導入できると思いますが、最終的に 30 校だけなのでしょうか。 【説明者】

30 校に限るということではありません。毎年度学校と相談しながらやっているなかで、 条件が整えば、小・中学校40校でやっていきます。

ただし、条件整備をするためには、例えばネットを張るためのアンカーボルトを打つなど様々な準備が必要になりますので、そういったものを進めながら実施箇所を増やしていきたいと考えております。

【部会長代理】

意見としてお聞きください。エコスクールの整備については、管理する学校側は大変だと思います。特に 4 番目のビオトープは、文部科学省が想定している自然の継承や復元を新宿で行うことは困難で、池を掘って魚を飼うぐらいになってしまうと思います。国のメニューそのままではなく、学校側の意見や努力を理解しながら、フォローをお願いしたい

と思います。他にはいかがでしょうか。 では学校運営課へのヒアリングは以上となります。 ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

では次に、教育支援課の所管する 20「地域協働学校(コミュニティスクール)の推進」 についてヒアリングを行います。

趣旨説明・委員の紹介については2回目となりますので省略いたします。 ではまず事業のご説明からよろしくお願いいたします。

【説明者】

はい。

まず、本事業の区の施策における位置づけについてご説明します。

区政運営の基本目標の 1 つ「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」に位置づけられている個別目標の 1 つ「3 未来を担う子供の一人一人の生きる力を育むまち」の基本施策「③家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり」に位置づけられている事業です。施策体系については以上です。

次に、地域協働学校についてご説明します。

地域協働学校とは、国で進めているコミュニティスクールの新宿区版です。

両者の違いですが、国のコミュニティスクールというのは、住民が一定の権限と責任を 持って学校運営に参画することで、地域や保護者の方のニーズを迅速かつ的確に学校運営 に反映させること、行政、地域、学校が一体となってよりよい教育の実現を目指すことが 制度のねらいです。

一方、新宿区の地域協働学校というのは、学校長と「地域協働学校運営協議会」(以下「協議会」という)が、学校運営について議論をしながら、地域社会全体で子供を育てるという目標に向け、同じ方向を向いて進んでいくことを大切にしているもので、国とは違い、協議会が教職員人事への意見を入れることはできません。協議会が学校運営の承認を行うということではなく、あくまでも学校長が協議会の意見を尊重する形です。

新宿区の地域協働学校においては、地域住民や保護者が、校長や教頭、教員と一緒になって学校運営や学校の生活について話し合うことで、地域の方に学校をよく理解してもらい、学校の応援団になってもらうという仕組みです。

地域協働学校の導入は、保護者や地域の方の参画を通して、開かれた学校づくりを進め、 教育活動の充実を図ること、学校支援活動を通して地域のネットワーク化を進め、学校を 核とした地域コミュニティの活性化を図ること、学校と地域・保護者の連携で、子どもた ちに地域の一員としての自覚を促し、地域を担う次世代の人材として育むことを目的としております。

地域協働学校には、核となるものとして「地域協働学校運営協議会」という会議体があります。協議会の委員は、小学校については 10 名以内、中学校については 15 名以内で、校長先生から推薦を受け、教育委員会が任命しています。

委員の人選については各校でそれぞれ特色があります。校長先生を初めとして、スクールコーディネーター、PTA、民生委員、地区青少年育成委員会、町会・商店会、地区協議会等、様々な団体に所属する方々で構成されております。

地域協働学校に指定された学校では、委員の方々に毎月 1 回程度、学校運営方針や学校 運営、学校評価の項目の検討や結果、支援部の取組や学校支援活動の検討・報告などについてご協議・ご議論いただいております。支援部は協議会のメンバーで構成されており、 校長の目指す学校運営を支援するため、学校支援活動を企画調整する役割を担っております。支援部のコーディネートのもと、地域の方やPTAが実際にボランティアとして活動され、学校活動を支援しているところです。

地域協働学校を指定するためには、準備校としての期間が 1 年ありまして、その翌年から指定となります。準備校となった段階から、それまで置いている学校評議員は省くことになり、その機能は協議会が担うことになります。

この事業の成果としては、委員の方々が外側から学校を批評したり意見を述べたりするのではなく、学校と一緒に子供たちを取り巻く課題の解決に取り組んでいただくことで、子供たちが地域の様々な方とより多く接することができるようになり、学校と地域の関係がより深まったという声を伺っています。

一方、課題としては、副校長先生の事務が多くなり、負担になっておりましたので、平成 24 年度から事務担当者を置いて、会議通知の作成、発送や会議録の作成などを行うこととしました。

また、どのように周知し、地域のボランティアを集めていくかも課題となっており、各委員、学校、PTAによる周知活動に加えて、教育委員会としても各方面に対し、積極的にご説明を行っているところです。

最後に、準備校の進捗状況についてですが、25 年度は江戸川小学校、牛込仲之小学校、 淀橋第四小学校の3 校が準備校として活動しております。各校においては、ほぼ毎月協議 会を開催しており、校長先生から学校運営についての情報提供がなされるとともに、それ を受けてどのように学校支援活動をしていくかについて話し合いを進めています。

今後も、27 年度までに小学校 14 校、中学校 4 校の指定を計画しております。 説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

この制度と学校評議員制度は具体的に何が違うのでしょうか。

【説明者】

学校評価が学校評議員の主だった仕事になります。外から学校を見て、第三者の目で学校を評価し、学校をよりよくするためにはどうしたらいいのかを言ってもらう。これに対し、学校運営協議会は、学校のメンバー、一員として各学校をどうしていくのかを話し合っていく、一緒にやっていくというところが一番大きな違いだと思います。

【委員】

とはいえ、学校評議員も学校の応援団的としての側面が強く、学校に対して外から意見を述べるのも、マイナス評価ではなく前向きな助言が多いと思います。

それから、学校が地域コミュニティの核になるとのことですが、一昔、二昔前、地域に様々な施設なり、教育に関することもなかったときは、学校が地域のよりどころであったことは事実だと思いますが、現在において、学校が地域コミュニティの核になるというのはどのような意味合いなのでしょうか。

【説明者】

地域の核になるというのは施設の面だけではなくて、例えば防災についても避難所管理 運営協議会には必ず学校が参加しますし、地域においてPTAが果たす役割は大きいもの と思います。確かに学校と地域はこれまで分断されていた部分も若干あったと思いますが、 今後は地域資源として学校の位置づけをもっと強く高めていきたいと思っております。

学校には、地域力という点で、人の絆、支え合いの核になってほしい、それが必要だと 捉えています。

【委員】

確かに防災について果たしている役割は大きいですね。

【説明者】

そうですね。避難所にもなりますので。

【委員】

小学校 3 校、中学校 1 校において検証を行った結果、中学校は準備校にならなかった。 小学校だけだったわけですね。これは何故でしょうか。

【説明者】

機運といいますか、学校全体としての考え方・方針、また、現場のご意見も取入れた結果、そのようになりました。26 年度については中学校も3 校を準備校として位置づけ、27 年度には指定したいと考えております。

【部会長代理】

地域協働学校について、条例や規則などに定めがあるのでしょうか。

【説明者】

「新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則」という規則を定めてお

ります。

【部会長代理】

これまでにも学校評議員、PTA、保護者会、地区協議会、育成委員会といった種々の 組織があるなかで、この地域協働学校の存在意義をどのようにお考えでしょうか。

それから、総合評価に「先行実施校の取組の検証を行い」とありますが、その内容が内部評価に全く書かれていないのは何故なのでしょうか。内容のご説明と併せてお伺いしたいと思います。

【説明者】

まず、検証内容について記載がなかったのは私どものミスでございます。申し訳ありません。この事業の意義についてですが、委員がおっしゃられたように様々な団体があるなかで、学校あるいは子どもを中心としてそれらに横串を刺して、学校や地域の運営を考えることができることにあると考えております。例えば町会さんにもPTAさんにもいろいろな行事がありますので、時期的に重なってしまう部分も多々あろうかと思うのですが、それを全体で見て、どの時期に何を重点的にやるのかを皆さんで考えることができます。

この事業は、例えばイベントの開催などといった華々しい成果が出るものではありませんが、地域全体を支えていく一つのツールとして、大切な意義があるものと思っています。

【部会長代理】

ありがとうございました。

内部評価の記載についてはより具体的になるよう心掛けていただきたいと思います。

一生懸命やっていいただいていることは理解しておりますので、何をやったかというだけでなく、地域の人、学校、子どもなど、それに関わった人たちの視点も入れていただきたいと思います。

【部会長代理】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

では教育支援課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

では続いて、26「歯から始める子育て支援」について、健康企画・歯科保健担当副参事よりご説明をよろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

まず、この事業の区の施策における位置づけについてご説明します。区の施策の基本目

標「Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標「5 心身ともに健やかにくらせるまち」の基本施策「①一人ひとりの健康づくりを支える取組の推進」に位置づけられている事業です。

子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図ることにより、低年齢の時期からかかりつけ歯科医をもって、主体的に歯の健康づくりに取り組むための習慣づくりを行い、むし歯を減少させるとともに、保護者の歯科保健に関する不安を取り除き、子育てを支援することを目的とした事業です。また、子どもの口腔機能の健全な発達を促し、食育の推進を図ります。

歯科医院は、むし歯になったときに治療することが一番大きな目的ですが、この事業による支援は、低年齢からかかりつけ歯科医を持つことによって、保護者さんやお子さんが 主体的に歯の健康づくりに取り組める環境を整えるという、予防としてのものです。

また近年、「よくかんで飲み込む」という食べることの機能がなかなか育たないお子さんが多くなっており、子どもの口腔機能の健全な発達を促すことも目的にしております。

具体的な手段として、歯と口の健康チェックとフッ化物塗布という事業を行っております。また、地域における活動歯科衛生士が様々な関係機関にお伺いして、歯科健康教育を行います。そして、環境としてそのお子さんやご家族を支えるデンタルサポーター、具体的には歯科医師、歯科衛生士、あるいは保育担当者の方々を指しますが、こういった方々を養成してまいります。

24 年度の主な実施内容としては、ここに書かれているとおり、デンタルサポーターの養成を行い、約200名の方が受講したり、歯と口の健康チェックやフッ化物塗布を実施したりして、約2,900名余の方々が実際にそのフッ化物塗布をお受けになりました。また、地域活動の歯科衛生士により、約53園の保育園、子ども園等で教育を実施いたしました。

また、23 年度に行ったアンケートの結果を昨年度分析したところ、フッ化物塗布事業について、多くの方々が認知はしているにも関わらず受診をしていないことがわかりました。そのため、今後はそのような方々への普及啓発について様々に取り組むことといたしました。

また、口腔機能の発達については、デンタルサポーターである歯科医療従事者の方々が、 皆様の通いやすい歯科診療所で、乳幼児の食べ方に関する相談が行えるよう、技術の向上 と環境整備を行う必要があると、課題を明確にいたしました。

また、保健センターにおいて、歯科診療所の先生方に、食べ方の支援をする現場を見学していただく「もぐもぐごっくん歯科相談事業の見学」を企画しました。歯科医師会の会員である先生方のなかで、お手を挙げられた方に、毎回 1 名ずつ、専門医の先生が実際にお子さんと保護者の方に食べ方の相談・指導をしている場面を見学していただきます。個々の区民の要望にどうお応えするかなどは、座学ではなかなかわかりませんので、そういった見学を企画しました。

次に、実際に区民の方々からいただいているご感想を、子ども園にお通いになっている

お子さんの親御さんにインタビュー調査をいたしまして、フッ化物塗布を受けた正直な感想をお聞きしていますので、その内容についてご説明します。

昔は特にそうでしたが、歯科診療所にかかるのは、「痛くて怖い」というイメージがありますが、この感想をみますと、「歯医者さんのスタッフが優しくて、大変よく説明をしてくれた」というご意見がたくさん出されました。つまり、歯医者さんは怖い印象だったが、それがなくなってきた。非常によく説明してくれると、歯科医院側の姿勢をよく感じ取っていらっしゃいます。

また、特にフッ素を塗ってもらったり、歯の磨き方や歯の健康づくりの話を聞いたりなど、「歯科医院に通うのは予防のため・健康づくりのため」という意識の変化が見られました。

それから、歯科医院を選ぶ際のポイントとして、「子どもに対する理解や、慣れているスタッフがいる」など、子育て支援の視点を持っているかが非常に重視されているようです。

その他にも、「フッ化物塗布事業で子どもの意識が非常に変わって、予防するという意識が培われた」というご意見や、マイナスのものですと、「フッ化物に関してはわからないことが多い。フッ素という専門の薬剤を使っていますので、どのぐらいの濃度で、どういった使い方をするとどの程度むし歯の予防ができるかといったことがわかりづらい」といったご意見もいただきました。これに対しては、ご家庭で使う場合と歯科医院で塗っていただくフッ化物との違いなど、フッ化物についての基本的な知識を書いた「フッ化物ってなぁに?」というリーフレットを作成するなど、保護者の方々等にわかっていただくための工夫をしながら情報提供をするよう努めております。

グループインタビューの結果としましては、確かに意識は変わってきたとはいえ、もっともっとフッ化物について、あるいは歯の健康づくりについて区民の方々に丁寧な情報提供をする必要があることを痛感いたしました。

また、実際に歯と口の機能の支援をされる先生方も、さらにスキルアップをする必要が あろうということで、その手段についても今後さらなる検討が必要だと考えております。

そのほかの取組としては、平成 21 年度から 22 年度に行った新宿区歯科相談アンケートで、新宿区の 1 歳児、2 歳児の保護者さんの実に 6 割がお子さんの食べ方が気になるという不安を感じてらっしゃいます。その主な内容としては、「食べ物をよくかまなくて心配」ですとか、「好き嫌いが多い」、「食べるのに時間が掛かったり、口の中にためたりしている」など、日常的にあまり我々が気づかないところで不安を感じてらっしゃることがわかりました。そのため、具体的な写真、あるいは食材の与え方等を掲載した「歯から始める子育てアドバイス」というリーフレットを作成し、保健センターでこの資料を使いながら指導しているほか、大変困られている方には、専門医を大学から派遣していただき、訓練、指導等をしていただいています。

歯科医師会の先生方にもこういった場をさらに上手に利用していただけるよう、見学等 をさらに充実させてまいります。 最後に今後の取組についてですが、住民の方々を中心に行政や医療機関がさらに協働できる体制を作って行けるよう取り組んでいきます。デンタルサポーターの連絡会でも、「新宿区には外国人の方が多く住んでおり、様々な問題を抱えているご家庭があることから、きめ細かい健康づくりの施策が必要」と言われましたので、外国語のリーフレットを工夫するなど、新たなきめ細かいサービス提供が必要だと考えています。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

子どもが小さいときからの歯の教育は、本当に大事だと思います。また、保育園、幼稚園との関わりもとても大事だと思います。内部評価に「地域活動歯科衛生士による歯科健康教育を保育園等で実施しました」との記載がありますが、地域活動歯科衛生士というのはどこかに所属していらっしゃる方なのでしょうか。

【説明者】

歯科衛生士には歯科医院に勤めていらっしゃる方、現在就業している方がお休みの日などに活動している方や、ご家庭で子育てをしていらっしゃる歯科衛生士さんが地域でご自分のスキルを生かして貢献をしている方もおります。広報や研修会等で公募をしてお集まりいただいた方々に、研修の場を持っていただくことなどにより、新しい情報や内容、区の方針、目的などをご理解、ご共有いただいたうえで、保育園や子ども園等などで、短い時間ですが教育をしていただいております。

なお、そういったカリキュラムはこちらで検討しております。

【委員】

デンタルサポーターは皆さん食べ方相談ができるわけではないのですか。

【説明者】

まず、デンタルサポーターというのは、ただ手を挙げていただいた方というわけではなく、歯科医療機関の歯科医師や歯科衛生士の方々に研修会を受けていただき、同じレベルで様々なサービスの提供が可能な方です。

しかし、食べる機能を支援するというのはさらに専門的な領域になりますので、デンタルサポーターのなかで、「もぐもぐごっくん歯科相談事業の見学」をされるなど、子どもの食べ方についてさらなる専門的な知識・スキルを持った方々を「食べ方相談のできるデンタルサポーター」と位置づけております。

なお、第二次実行計画期間中に84名の方に「食べ方相談のできるデンタルサポーター」 となっていただくことを目標としております。

【委員】

現在は何名ですか。

【説明者】

昨年度末の時点では6名ですが、今年度末には30数名となる予定です。

【部会長代理】

5歳、6歳までの間の子どもの基本的な生活習慣を育成するなかで、歯から始める子育て 支援というのは大変タイムリーな事業だと思います。

フッ化物塗布について、受診される方が少ないとのことですが、これはどのような理由 からだと分析されていますか。

【説明者】

幾つか理由があると思いますが、1つには、かかりつけの先生が他区の方など、この事業に入っていらっしゃらない先生である場合があります。かかりつけの先生が歯科医師会に入っていない場合や、デンタルサポーターの研修会を受けていなかった場合もあり、先ほどのアンケートでも残念ですといったお答えが出されておりました。歯科医師会にお伝えをして、できるだけこの事業にご協力いただけるようお願いしておりますが、歯科医師会に所属されていない方にご参加していただくのは現状では難しいところです。

かかりつけの先生以外のところに行くのは抵抗があると思いますので、できるだけ多く の先生にご参加いただいて、受診率を上げていきたいと思います。

【部会長代理】

歯科医師会は新宿にあるところですか。

【説明者】

はい。新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会の 2 つになります。どちらもこの事業に大変協力的で、所属されている会員の方々にできるだけ研修を受けていただけるようご配慮いただいております。忙しい先生方もスタッフをお連れになられて研修を受けていただいているものですから、会場がいっぱいになってしまう状況にあり、より受けやすくしていきたいと考えております。

【部会長代理】

歯科医師会の大変なご努力があると思います。今後も激励をお願いします。

「むし歯のない子どもの割合」70%を目標とされていますが、全国あるいは都の平均は どの程度になりますか。

【説明者】

全国で統一的に行っているのは3歳児健診のため、5歳児のデータはございません。これは新宿区が独自に保育園、子ども園の健診結果を集計したものです。数字はありませんが、傾向としては都市部の方がむし歯が少なく、農村部にむし歯が多いようです。特に東京都はむし歯が減ってきており、全国でもいいレベルを保っています。ただ、先ほどもお話しましたように、新宿区には様々な住民の方がお住まいで、必ずしも子育てが十分にできている方だけでありません。そういう意味では、多くの歯がむし歯になっているお子さんや、そのようなリスクを抱えているお子さんも、わずかですがいらっしゃいます。こういった

方への対策もしませんと、この割合は上がらないことがわかってきましたので、よりきめ 細かい対策を他の部課とも連携しながら行っていこうと考えています。

【部会長代理】

素晴らしい事業だと思いますが、折角お作りいただいたリーフレット等の意義や効果も 内部評価にご記載いただければなおよかったと思います。

他にはいかがでしょうか。では 26 のヒアリングは以上となります。 ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

では続いて 27「食育の推進」について、健康推進課長、教育指導課長代理からご説明いただきます。

【説明者】

健康推進課長です。

まず、この事業は、「新宿区健康づくり行動計画」に基づいてやっておりますので、その位置づけをご説明します。新宿区健康づくり行動計画は、新宿区総合計画におけるまちづくりの基本目標「II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標「5 心身ともに健やかにくらせるまち」に位置づけられております。この行動計画のなかに「新宿区食育推進計画」があり、これに基づいて食育を推進しております。

目標、目的としては「健康的で豊かな食生活を実践できる食育の推進」を大目標として設定し、これを達成するため「生涯にわたって健康をつくる食習慣を実践すること」、「食の大切さを見直し、食文化を継承していくこと」、「食を通じたコミュニケーションを広げること」の3つの中目標が設定されています。さらに、これを実行するため、10個の小目標が設定されています。計画上の位置づけについては以上です。

次に、実際の取組についてご説明します。食の多様化が進んで食生活が乱れている現代で、健全な食生活が必要とされているなか、「食育」が注目されているということで、区は平成24年度から29年度の6年間にわたる食育推進の計画を作って、関係機関と協力、協働しており、具体的には、メニューコンクール、食育ボランティアの活動支援、食育講座などを行っています。

メニューコンクールというのは、小中学生や親子を対象にオリジナルメニューを公募し、そこから 10 組程度を選んで試食審査を行い、優秀作品を表彰するというものです。24 年度は 300 組くらいの応募がありました。優秀作品はレシピカードにまとめて、スーパーマーケットに置かせてもらうなどにより P R することで、ご家庭などでご活用いただいております。

食育ボランティア、食育講座というのは、区の研修を受けてもらった方を「食育ボランティア」として登録し、地域で食育の講座などをやっていただくものです。現在約80名にご登録いただいております。地域で講座をしてほしいときは、まず区にお申し込みいただき、その内容により区が登録者のなかから派遣する方を決めております。

事業の目標としては、食育に関心を持っている区民の割合 95%、今年度から始める「食育ネットワーク」の参加団体数 10 団体、食育推進リーダーを中心とした食に関する指導を毎年度全校で実施することの 3 つを設定しております。食育ネットワークというのは、いろんな団体がつながることで食育を普及していこうというネットワークです。今年度から着手しておりますので、これから様々な団体と連携をしていきたいと思っております。

次に、学校との連携による取組についてご説明します。

こちらは教育委員会の所管になりますので、教育指導課よりご説明します。

【説明者】

教育指導課です。よろしくお願いします。

教育委員会で行っている「学校食育計画実践事例集」についてご説明します。

学校でも「新宿区食育推進計画」を受けて、学校でどのようなことが実践できるか、全校で取り組んでいるところです。学校では、「食事の重要性」、「心身の健康」、「食品を選択する能力」、「感謝の心」、「社会性」、「食文化」の大きく 6 つの観点で食育に取り組んでいます。バランスよく食べるのが大事ということ、食品を選ぶ力、感謝の気持ちを持って食べること、給食などの食事を楽しく食べること、食事に関するルールやマナー、様々な食文化など、食育に関して総合的に子どもたちに教えていけるよう計画を作っています。

各学校で年間最低 1 つは実践できるよう取り組んでおり、それを持ち寄って冊子にした のが「学校食育計画実践事例集」です。それを各学校にいる「食育推進リーダー」に見て いただいて、ご活用いただいております。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございます。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

「食育推進リーダー」というのは栄養士さんとかが担当しているのですか。

【説明者】

教育指導課です。

各校により栄養士がなっているところもありますし、教員のところもあります。

【委員】

食育推進ネットワーク団体には現在のところ何団体くらいご参加いただけそうですか。

【説明者】

健康推進課長です。

これまでも区は様々な企業、団体と協働しておりますので、現在でも 10 団体のめどはついております。例えば、メニューコンクールについても区内の専門学校、調理学校等々と協働しております。今月末にはこのネットワークの準備会を立ち上げる予定になっており、年度内にはネットワークの連絡会を立ち上げようと考えております。

【部会長代理】

どのような団体がご参加される予定ですか。

【説明者】

東京調理師専門学校やロッテ、雪印、味の素などの企業さん、地域の八百屋さんや保育 園など様々なところにお声をかけております。

【委員】

これも地域のコミュニティになっていくのでしょうか。

【説明者】

閉じられたネットワークではなく、高齢者施策など、いろんな形のネットワーク活動は 尊重しながら、全体としてのつながりもつけていきたいと考えております。

【委員】

となると、食育というと、子どもを対象と考えがちですが、これはもっと幅広い年代を 考えているのでしょうか。

【説明者】

食の楽しみというのは本当にいくつになっても大切だと思います。そういう意味では、 歯の健康、口の衛生が食の楽しみにもつながりますし、年齢に合わせた食事も必要になっ てきます。ですから、年代を問わず全てのライフステージにおいて食育は必要という計画 になっております。

【部会長代理】

国も食育基本法を施行し、力を入れている課題ですよね。

【説明者】

はい。平成17年に施行されました。

【部会長代理】

学校に通うお子さんについては、管理栄養士さんとか栄養士さんがついている給食がありますから、十分な成果が出ているものと思います。問題はやはり家庭、あるいは地域団体への対応だと思います。

榎町地区では月に 1 回ずつ子どもたちにおやつと軽食のサンプルを作るなど、新しい食育の開発を進めているところもあります。そういう団体も先ほどのネットワークに入れるなど、全区に広めて取り組んでいけるようご検討いただきたいと思います。

【説明者】

今のお話、榎子どもクラブだと思います。我々としても子どもたちが喜ぶ食事などの取組を検討していきたいと思います。

【委員】

確かに地域の団体と企業が食育でつながっていったらおもしろいですね。

【委員】

メニューコンクールとレシピカードは毎年やっているのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

協力しているスーパーは沢山あるのですか。

【説明者】

区内では13店舗のスーパーが協力してくれています。

【部会長代理】

それはいいね。現代は飽食の時代と言いながらも、食育は国民的な課題です。ぜひ継続 して区民に啓発、普及をお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

では健康推進課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

では次に保育課から、9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」についてご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【説明者】

保育課長です。よろしくお願いします。

この事業は、保育課と子ども園推進課の両課にまたがる事業になりますので、認可保育所と認証保育所に関しては保育課から、子ども園、幼保一元化に関しては子ども園推進課長からご説明いたします。

まず事業概要についてご説明します。昨今、待機児童が社会的に問題となっており、保 育ニーズの高まりとともに行政への対応が求められているところです。これに対し新宿区 は、基本的に、認可保育所の整備と子ども園化により進めております。

第二次実行計画ではトータルで1,000人の定員拡大を目標にしております。

具体的な手法としては、1つは社会福祉法人を中心に認可保育園の施設建替えを支援することによる認可保育所の整備です。なお、新宿区では今般、4月1日現在の待機児が初めて3桁に乗るという、かつてなかった数字になっています。一旦は20名程度まで落ちてきたのですが、じわじわとまた増えて、昨年の98人から今年は一気に176名という状況になり

ました。これに対し急きょ、臨時議会に補正予算をかけて、私立認可保育所を4か所、「東京スマート保育」という19人以下の小規模の保育ルーム3か所を新たに追加して緊急対策を行っております。

次に、認証保育所への支援です。毎年認証保育所を 3 か所程度整備していくという計画上のスキームになっておりますが、平成27年度に開始される「子ども・子育て新制度」の中で、認証保育所の法的位置づけが得られませんでした。そのため、昨年あたりから認証保育所を公募しても事業者さんが手を挙げてくれなくなってきております。昨年も 4 か所を予定していたところを 2 か所しか整備できなかったため、減額補正をしました。また、毎年 3 か所というスキームについても軌道修正をしました。今年度に関しましても、これまでのところ、認証保育所の公募は見合わせている状態です。

私立の認可保育所と認証保育所に関しては以上です。

ここからは子ども園推進課長よりご説明いたします。

【説明者】

子ども園推進課長です。よろしくお願いします。

私からは、幼稚園と保育園の子ども園への一元化についてご説明いたします。

子ども園というのは、保護者の就労の有無にかかわらず、0歳から就学前までの子どもの成長と発達に関し、一貫した保育教育を行い、地域のすべての子育て家庭を支援することを目的とした施設です。

幼稚園と保育園の子ども園化を目指している背景としましては、保護者の就労の多様化、保育園での長時間保育や一時保育への需要の高まり、待機児童問題などや、幼稚園における利用人数の減少と、それに伴う既存施設の有効利用などの課題といった、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえて子ども園を推進しているものです。

現在の取組状況ですが、まず区立園については、柏木子ども園、おちごなかい子ども園の2園については、「分園型」といいまして、それぞれの旧幼稚園舎と保育園舎を利用して、施設の拡充、拡大や、一時保育室の新設等を行っております。それから、区立保育園 5 園について、短中時間児を新たに受け入れて子ども園としております。

私立子ども園については、東戸山幼稚園と新宿第二保育園の子ども園化を計画しております。今後出てまいりますのが、西富久の再開発地区の、新宿第二保育園からの移行としての西富久の子ども園を計画しております。

このように、一言で子ども園といっても多様なスタイル、手法によって、効果的効率的な事業ができるように計画しております。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

待機児童が急増したとのことですが、今後も増加する見込みなのでしょうか。

【説明者】

保育課長です。

今年度増加した原因を分析しますと、新栄会がしんえい子ども園もくもくという新規施設をオープンしたことがあります。新規に施設が開設すると、新たなお申し込みが出てくるのですね。ですから、作っても、作っても、待機児は出てくると思います。昨年も、大久保第二保育園を建替えのため西大久保公園中の仮設園舎に移設する際、定員を25人増やしたところ、待機児のいない保育園だったのですが、定員を増加する情報が流れた途端、一気に待機児も増えてしまいました。それまでは保育園に入れないと思っていた方々がどんどん掘り起こされてきている状況にあるのかなと思っています。

【部会長代理】

就労関係など、新宿区特有の課題はないですか。

【説明者】

就労関係というよりも、都心回帰でファミリー世帯の人口が増えているということがあります。新しくマンションが 1 棟できると、一気にその地域にある保育園の 0 歳枠を使ってしまう状況です。特に牛込箪笥地区が極端なので、今回緊急対策地域に設定して、保育園を追加で作ることとしました。

就労関係でいいますと、少し前はいわゆる専業主婦の世帯と共働きの世帯は7:3ぐらいの比率で専業主婦の方が多と言われていたのが、今や完全に逆転して、片働き世帯という言葉が使われるほどです。

【委員】

保育ルームと保育園の機能は違うのですか。

【説明者】

基本的に提供するサービスは全く同じです。保育士の持つ子どもの数、面積基準は全く同等にやっておりますが、無認可です。待機児対策のため、区立の保育ルームとして区が責任を持って仕様、質を確保した無認可のサービスを、待機児の集中している低年齢児に限って、休園中の幼稚園の空き教室を利用してやっております。

【部会長代理】

「平成27年度に開始される「子ども・子育て新制度」の中で、認証保育所の法的位置づけが得られなかった」というのはどういうことでしょうか。

【説明者】

新制度で、認可保育園、子ども園、幼稚園、19 人以下の小規模の保育施設等は「施設給付」という、介護保険給付と同じように国から公定価格が示されて、子ども 1 人につき定められたお金がもらえるサービスに明確に位置づけられています。それに対し、19 人以下でもない、なおかつ認可保育所をつくれるほどの規模でもない認証保育所が宙に浮いている状態となっています。

【部会長代理】

都知事が提唱しているスマート保育の動向はどうなのですか。

【説明者】

スマート保育というのは、27 年度の新制度では、19 人以下の地域型保育給付に位置づけられています。

【部会長代理】

保育者は何人ぐらいですか。

【説明者】

1歳児だと3人に1人です。

【部会長代理】

条件は認可保育所と同じですか。

【説明者】

同じです。

【部会長代理】

場所等の規制が緩和されているものなのでしょうか。

【説明者】

全くありません。そのため、今までは空き教室の利用中心に考えてきていましたが、今 年度は、民間のビルを活用して事業者さんを公募する取組を始めます。

【部会長代理】

新宿区ではどうですか。

【説明者】

新宿区は23区の中でもかなり早く着手しております。とりあえず、10月1日には落合第二小学校の中に1か所、抜弁天の認知症のデイサービスをやっていた建物1階の民間のビルに1か所オープンします。

【委員】

認証保育所には、補助がされなくなってしまうのですか。

【説明者】

今までも、都の独自の制度ですので、都の補助金と区の補助金だけで国からの補助はありませんでした。

認可保育園になれば補助が出るのですね。認証保育所の特徴として、保育士が 10 割ではなく、6 割でもいいというところがあります。保育士不足の中、保育士 10 割というハードルはなかなか高いのですが、国としては認可保育所になればいいという考えなのだと思います。

【委員】

区や都の補助金はどうなるのでしょうか。

【説明者】

都の補助金はそのまま出すと言っていますし、区も補助金を出していく予定ですが、現 実的に、国が認可保育園に出す補助金とは比べ物にならないので、なかなか事業者さんの 参入意欲にまではつながっておりません。

【委員】

施設面の縛りもあるのですか。

【説明者】

新宿区では、基本的に認可保育所並みのものを求めております。

【委員】

逆に言えば、現在認証保育園を運営しているところが認可保育園になる可能性もあるわけですか。

【説明者】

なれる可能性はあります。

【部会長代理】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

待機児の問題については、多くの課題を抱えているものと思いますが、区民も大変期待 しておりますので、今後とも推進をよろしくお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長代理】

次回も引き続き計画事業のヒアリングとなりますのでよろしくお願いします。 では本日は以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

<閉会>